

明舞まちなかラボ 活用要領

1 活用できる部分・期間

- ・ 明舞まちなかラボの「ラボスペース」(別紙レイアウト図参照)に存在するすべてのものを活用できます。「常設展示スペース」については、原則として使用できません。また、「倉庫」については立ち入り禁止とします。
- ・ 活用期間は、平成21年3月31日までとし、活用時間は、午前10時から午後17時までとします。

2 活用手続き

- ・ 活用したい団体等は、明舞団地の住民や明舞団地で活動する団体・サークルとします。
- ・ 活用したい団体等は、活用日の前週までの火曜日または木曜日(13時から16時)に、現地または下記まで連絡し、予約してください。
- ・ 予約できましたら、別紙「明舞まちなかラボ申込書」を手渡しまたはFAXしてください。

【申し込み】 兵庫県立大学経済学部 准教授 和田 真理子

TEL : 078-794-5579 FAX : 078-794-6166

(火・木の13時から16時は、上記研究所か、明舞まちなかラボにあります。)

- ・ 活用当日は、ラボは施錠されておりませんので、ラボ斜め向かい「電気のサンワ」(商店会会長。ラボ運営にご協力頂いています。)に「本日申し込みした〇〇です」と、一声かけてからお使いください。鍵の管理は必要ありません。
- ・ 万が一施錠されている場合も、ラボ斜め向かい「電気のサンワ」にご連絡ください

3 活用に当たって

- ・ 部屋のレイアウトは自由に変更して頂いてかまいませんが、使用後は、必ず元に戻して頂きますようお願いいたします。(別紙レイアウト図を参考にしてください。)
- ・ 机の上の展示物(パネル)等を移動した場合、元の配置に戻していただきますようお願いいたします。
- ・ ゴミはお持ち帰りください。
- ・ 活用が終わりましたら、施錠せず、ラボ斜め向かい「電気のサンワ」にご連絡ください。

2 料金と支払い

- ・ 設備、電気使用料として、50円/1時間 とさせていただきます。
- ・ 使用した団体は、木付ボード裏の施設使用簿に記録した上で、入金箱に使用料を納入してください。